

広島県教育委員会教育長訓令第七号

本 庁

地 方 機 関

学校以外の教育機関

広島県教育委員会事務局等文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年十月三十日

広島県教育委員会

教育長 下 崎 邦 明

広島県教育委員会事務局等文書管理規程の一部を改正する訓令

広島県教育委員会事務局等文書管理規程（昭和三十七年広島県教育委員会教育長訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項第二号イ及びロを次のように改める。

イ 收受の日時が権利の得喪又は変更に関係のあるもの

当該文書の余白に文書收受印を押し、收受時刻を記載し、及び認印を押すこと。

ロ その他のもの

当該文書の余白に文書收受印を押すこと。

第三十九条の二を削る。

第四十二条の二を削る。

附 則

（施行期日）

1 この教育委員会教育長訓令は、平成二十六年十一月一日から施行する。

（経過措置）

2 広島県収入証紙の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例（平成二十五年広島県条例第七号）附則第四項の規定により、なお従前の例により証紙を使用する場合（広島県教育委員会組織規則（平成九年広島県教育委員会規則第四号）第二条第三項に規定する地方機関及び同条第六項に規定する学校以外の教育機関における場合に限る。）において、証紙文書に関する文書の收受、処理及び施行については、なお従前の例による。